

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告します。

1 改定の内容

期末手当及び勤勉手当を次のとおり改定すること。

(1) 令和 3 年 12 月期の支給割合

ア イ及びウ以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

期末手当の支給割合を 1.125 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.975 月分とすること。再任用職員にあつては、期末手当の支給割合を 0.65 月分とすること。

イ 特定幹部職員

期末手当の支給割合を 0.925 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.175 月分とすること。再任用職員にあつては、期末手当の支給割合を 0.55 月分とすること。

ウ 特定任期付職員及び任期付研究員

期末手当の支給割合を 1.6 月分とすること。

(2) 令和 4 年 6 月期以降の支給割合

ア イ及びウ以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.2 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.95 月分とすること。再任用職員にあつては、6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割

合をそれぞれ 0.675 月分とすること。

イ 特定幹部職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.0 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.15 月分とすること。再任用職員にあつては、6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.575 月分とすること。

ウ 特定任期付職員及び任期付研究員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.625 月分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、令和 3 年 12 月 1 日から実施すること。ただし、1 の(2)については、令和 4 年 4 月 1 日から実施すること。